

各位

本社所在地 大阪府中央区北久宝寺町四丁目4番2号
会社名 夢の街創造委員会株式会社
代表者 代表取締役社長 葭田 徹
(コード番号: 2484 大阪証券取引所 JASDAQ 市場)
問合せ先 経営企画Gマネージャー 藤川 和彦
TEL: 06-7663-8834
URL: <http://www.yumenomachi.co.jp/>

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割を行う事を決議するとともに、単元株制度の採用並びに定款の一部変更について2012年11月27日開催予定の第13期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、株式の分割を実施するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2012年11月27日開催予定の第13期定時株主総会において下記定款の一部変更の件が承認されることを条件に、2013年2月28日(木)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	55,488株
今回の分割により増加する株式数	5,493,312株
株式分割後の発行済株式総数	5,548,800株
株式分割後の発行可能株式総数	18,000,000株

(注1) 2012年8月末時点の発行済株式総数に基づく株式数であり、ストックオプションの行使等により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告	2013年2月12日(火)
基準日	2013年2月28日(木)

効力発生日 2013年3月1日（金）

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

2012年11月27日開催予定の第13期定時株主総会において下記定款の一部変更の件が承認されることを条件に、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 2013年3月1日（金）

(参考) 2013年2月26日（火）をもって、大阪証券取引所における売買単位は1株から100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、2013年3月1日（金）をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

- ① 発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第7条（単元株式数）を新設いたします。
- ③ 第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第1条を新設いたします。

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所であります)

現行定款	変更案
<p>【発行可能株式総数】</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>180,000株</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第7条～<u>第37条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>【発行可能株式総数】</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>18,000,000株</u>とする。</p> <p>【単元株式数】</p> <p><u>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</u></p> <p><u>第8条～第38条</u> (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1. 第6条の変更並びに第7条の新設及びそれに伴う条文の繰下げは、平成25年3月1日をもってその効力を生じるものとする。な</u></p>

お、本附則は第6条及び第7条の規定の効力
発生後これを削除する。

(3) 変更の日程

定款変更の効力発生日 2012年3月1日(金)

以上